

京都府関係課との意見交換会 議事要旨 施行版

(氏名:敬称略)

日 時 令和3年11月8日(月) 14時00分～15時25分

場 所 ルビノ京都堀川 会議室「松」

出席者

京都府

建設交通部 指導検査課 参事

同 営繕課 課長

同 営繕課 参事

同 営繕課 建設設備管理係 課長補佐

同 住宅課 建設係 主幹兼係長

教育庁 管理部管理課設備係 主幹兼係長

田村 猛

壺井 康之

北川 隆一

大杉 和士

廣瀬 孔

大継 明

一般社団法人京都電業協会

会 長 木下 博之

副会長 小滝 寛

同 山科 隆雄

常任理事 佐伯 祐左

専務理事 小林 章一

理 事 高田 政孝

同 鎌谷 裕介

同 堀 智章

同 松本 芳弘

同 森 政博

事務局 齋藤 順

(進行役 一般社団法人京都電業協会理事 高田 政孝)

京都電業協会挨拶

会 長 木下 博之

只今ご紹介に預かりました、京都電業協会会長を拝命しております、木下です。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、京都府の皆様におかれましては、ご公務の大変ご多忙な中を当意見交換会にご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、先般は文化庁の移転電気設備工事、府営住宅の電気容量改修工事、学校の長寿命化工事、そしてトンネルの電気設備工事など、大型物件を地元企業にご発注を賜りまして、誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

現在我が国では、新型コロナウイルスの感染者数も急激に減少していますが、海外ではいまだ猛威を振るっている地域も多く、まだまだ予断を許さない状況です。我々の業界を取り巻く環境は、感染拡大による景気の悪化に伴い、建設投資や各種設備投資の中止や延期が相次いでおります。経営環境はますます厳しい状況となっております。京都府様に置かれましては、今後とも地域活性化の推進のため、地元発注および分離発注の継続をよろしくお願い申し上げます。

ここで、少し協会活動についてご報告させていただきます。

当協会におきましては、新型コロナウイルスの影響で一部の事業で休止や縮小を余儀なくされましたが、理事会や委員会等の会議はすべてリモートで行っております。また、万全のコロナ対策を行いまして、1級及び2級の電気工事施工管理技士の受験対策講習会、1級及び2級の電気通信工事施工管理技士の受験対策講習会、電気工事技術者の CPD 対応の技術力向上講習会を開催しております。特に技術力向上講習会につきましては年10回の開催を目指しております。

改正労働基準法対策として、会員と社労士との個別相談会を開催しました。また働き方改革の情報提供として、協会理事の手づくりで解説動画を作成し Youtube※にて配信しています。当協会ホームページからどなたでも、ご覧頂くことができます。

参考：京都電業協会 Youtube チャンネル → <https://www.youtube.com/channel/UCiy6XmiWaeNsVCxV7qsIDwg>

電気工事の担い手確保啓発活動として、京都府及び京都市内の工業高校の学生に対して、電気工事についての講習会と工事現場見学会を開催しております。京都市工学院高校様では30名の学生さんと担当の先生方、そして京都市職員の方も参加され、非常に好評を得ているところです。京都府立工業高校様につきましては11月24日に開催させて頂く予定です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

昭和51年から続けております、重要文化財等の電気設備無料点検は、昨年はコロナの影響で中止しましたが、今年は再開いたします。京都府内の26か所の施設を消防署員の方と一っしょに点検させていただきます。

これからも、行政の皆様とこういった意見交換会や分離発注の要請、そして防災協定に基づく防災訓練の参加など、ますます行政機関の皆様との連携強化を図りたく存じます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

京都府挨拶

建設交通部 営繕課長 壺井 康之

只今ご紹介に預かりました、京都府建設交通部営繕課長の壺井でございます。

本日はこのような貴重な意見交換会の場を設けて頂き、誠にありがとうございます。

また、平素は京都府政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都府におきましては、新型コロナウイルスの猛威を受け、4度の緊急事態宣言を経験いたしました。現在の状況は感染者数が減少傾向にあるものの、感染リスクがなくなったわけではございません。京都府におきましては、感染拡大への警戒を続けながら社会経済活動も進めていかなければならない、ということで、「10月22日からの新たな日常」として、基本的な感染予防のルールを守って慎重に行動して頂きますよう、府民の皆様呼び掛けているところでございます。

また、工事中の現場におきましても、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいて感染予防対策を徹底して頂きますよう、お願いしているところでございます。京都府の

営繕課関係工事においては、新型コロナウイルスを原因とした工事の遅延等は生じておりません。また、私が聞き及んでいる範囲ではありますが、府内の民間工事の工事現場におきましてもクラスターが発生したという状況は無いという風に聞いております。これらはひとえに京都府の建設業に携わっておられる皆様方が、感染予防対策をきっちりと守って努力工夫をしてこられたわけであり、大変感謝しております。第6波の到来が懸念されておりますので、引き続き感染予防対策の取り組みの継続をお願いしたいと思います。

話が変わりますが、営繕工事の生産性向上にかかる取組として、6月から京都府が試行開始しています工事情報共有システム(ASP)について若干ご紹介したいと思います。

工事書類の一部を電子システム、いわゆるクラウド上で処理するというものでございます。土木工事においては既に本格運用されておりますので、会員さんの中で土木工事も行っておられる方はご存知かと思いますが、それ以外の方はご存じない方も多いのではないかと思います。

このシステムにつきましては効率化を図る上で有効なアイテムだと考えておりますので、積極的なご活用をお願いしたいと思います。試行対象工事につきましては現場説明書に記載しておりますが、記載していない試行対象外の工事につきましても、受注者からの申出により試行することができるようにしておりますのでよろしく願いいたします。

簡単ではございますが本日の私の挨拶をさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

京都府から業界への要望・通知事項

なし（協会からの質問・要望事項への回答 にあわせて伝達）

京都電業協会からの質問・要望事項（当日の意見… ●:ご当局 ☆:協会）

(1) 分離発注・地元発注継続のお願い

（協会・事前質問）

☆ 分離発注、地元発注にご尽力いただきありがとうございます。

☆ 分離発注、地元発注が地元企業を育て、それがそのまま社会インフラの維持・向上に対する貢献へ繋がると考えている。今後とも、分離発注・地元発注の継続をお願いしたい。

（京都府・回答）

● WTO案件を除き、公契約大綱に基づき府内企業への発注を原則としており、今後も府内企業への発注に努めたい。また、分離発注が適切と判断される工事案件については分離発注を採用している。今後も発注件数の確保に努めていきたい。

（当日の意見）

特になし

(2) 年度発注量平準化のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ コロナ禍にあって、民間企業の設備投資には不透明感があり、特に令和3(2021)年度以降の更なる冷え込みを業界としては懸念している。中長期的な予算計画の中で確実な年度予算と工事発注量の確保をお願いしたい。
- ☆ 4～5年後の計画であっても、民間需要の落ち込みが予想される時期への前倒しなど、年間を通じて工事量の平準化につながるような発注の検討を行って頂くようお願いしたい。

(京都府・回答)

- 営繕課としては、年度予算の確保、工事発注量の確保及び工事量の平準化ができるよう努めていきたい。
- 住宅課では、府営住宅の「長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理・更新工事を進めており、電気設備工事関係では「電気容量改修工事」を毎年実施している。今後も計画的な改修(発注)を進めていきたい。
- 教育庁では、府立高校校舎1棟を改修する「長寿命化改修工事」や「空調設備改修に伴う電気設備工事」等について、各年度において平準化するよう、府立高校全体で計画的に進めていきたい。

(当日の意見)

特になし

(3) 年間を通しての工事発注及び竣工時期の平準化のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 発注部局に関わらず一般的に、年間を通じて見た時の発注時期が、第2・第3四半期に偏り、第1四半期に少ない傾向が見られる。一方、年度末3月に竣工を迎える工事案件が官民間問わず多くあり、就労時間も集中・増加する。働き方改革を加味し、事業計画時期の調整等もあると認識しているが、竣工時期にも配慮して、年間を通じた発注時期の平準化をお願いしたい。

(京都府・回答)

- 営繕課では、事業主管課と調整のうえ、なるべく平準化に努めていきたい。但し、施設により施工時期の制約を受ける場合が有ることをご了承願いたい。
- 住宅関係での取組としては、できる限り前年度に設計を終え、翌年度の第1～第2四半期に工事を発注できるようにして、年度内の平準化に努めたい。
- 教育庁においては、極力偏りのないよう行いたいところであるが、学校施設の改修については、学校の運営を考慮した工程にて計画を進める必要がある点をご理解願いたい。

(当日の意見)

特になし

(4) ダンピング受注排除の徹底

(協会・事前質問)

- ☆ これまでの御当局の取組により、総じてダンピング受注は減少していると認識している。ダンピング受注はその1件だけの問題で済まず、発生した1件に対し厳しい態度で対処しなければ、連鎖することで業界の疲弊へつながる危険性を有している。
- ☆ 当協会ではダンピング受注は行わないよう会員啓発を行うので、御当局におかれましては厳しく対処いただきたい。

(京都府・回答)

- 公契約大綱の下、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスのとれた入札契約制度に取り組んでおり、ダンピング対策の取り組みもその一つとして進めているところである。
- 最低制限価格については、公契連の低入札調査基準価格制度の算定基準(いわゆる中央公契連モデル式)を準用しており、平成31年4月に改正されたのを受け、直ちに見直しを行っている。
- また、低入札価格調査の厳格化調査を採用し、ダンピング排除に努めている。

(当日の意見)

特になし

(5) 入札要件緩和による入札機会拡大のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 当協会では会員企業の技術力向上により、地元の健全な社会インフラの構築と維持に貢献して参りたい。技術力向上には、研修や訓練を通じた自社における取り組みと、実際の施工を通じた経験値向上の両方が必要であり、この考えから、当協会では技術力向上講習会を積極的に開催し、会員、非会員を問わず地元業者へ研修機会を提供している。
- ☆ 施工機会を提供する側におられる御当局には、地元中小企業に対する入札機会拡大を推進して頂き、地元業者の育成につなげて頂くようお願いしたい。具体的には、大手工事会社しか充足できないような入札要件や、メーカー系会社しか充足できないような入札要件を緩和していただきたい。
- ☆ 施工実績の蓄積の面からも、大手工事会社やメーカー系会社の受注案件の施工時における地元発注促進についてもご配慮願いたい。

(京都府・回答)

- WTO対象工事を除き、原則として「府内企業への発注」や「下請企業の府内調達の要請」を進めている。また、大規模工事や特殊工事などの品質を確保する必要がある工事においては、同種工事の施工実績を求めることがある。

- 営繕工事において、大型で施工難易度が高い工事や特殊工事については、施工実績を求める必要があると考えており、施工実績要件等については案件ごとに検討している。今後も、品質確保の観点から施工実績を求める場合があることをご理解頂きたい。なお、特殊工事の事例として、無停電電源装置の更新、直流電源装置改修工事が挙げられる。

(当日の意見)

- ☆ 施工実績要件を「なくす」ことは困難であろうと推測される。少しずつ「緩和」をお願いしたい。
- ☆ 特殊工事であっても、共同企業体(JV)を活用し、府内中小企業にも受注機会の確保をお願いしたい。京都市役所庁舎新築工事の入札において、「耐震機能を有する建造物での施工経験」が要件に付されたが、大手工事業者と地元中小企業とのJVが採用された結果、中小企業も施工実績を得る機会が得られた。

(6) 取り抜け制度拡大のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 数年前より、受注機会拡大のために、同日で2件公告される同種の入札案件は選択制(1件のみ申請可)となっている。しかし最近、入札参加者が徐々に多くなり、1件あたりの競争が激化する傾向から、受注機会拡大を図るために、同日入札の申請の制限を撤廃し、複数申請を可能として頂き、落札者の取り抜け制度の採用をお願いしたい。

(参考)受注機会促進方式の採用事例

中丹西土木事務所 令和3年6月3日公告

ゆずりトンネル (福知山市)	中西2防災安全(緊防緊)第999の1号の1の1他 令和3年7月7日 開札
坂浦トンネル (福知山市)	中西2防災安全(緊防加)第999の1号の1の2 令和3年6月24日 開札

(京都府・回答)

- 今回紹介のあった中丹西土木事務所の案件については「取抜き」に類似した制度となっているが、本来の「取抜き」ではない。この案件では、開札日を別日に設定し、先の入札の落札者には次の入札の参加資格が与えられない運用としており、地方自治法や会計規則の規定を守りながら、多くの参加業者の受注機会を確保しようとするものである。
- 「参加制限」の場合、入札ごとの応札者の偏りが起きる可能性がある。今後は、工事の内容を考慮の上、受注機会促進方式の試行など、受注機会の拡大に向け研究してゆきたい。

(当日の意見)

- ☆ この問題については、協会の会員で意見が分かれており、アンケートを実施すると必ず

要望に挙がっている。「施工実績要件が無いと入札に参加できないのに、受注機会がなく施工実績自体が得られない」状態の解消を目指し、受注機会の確保を要望したい。

☆ 年間受注件数の上限を設けることについて問題があるのか？

- 土木工事において、年間受注件数の制限を課す要望を聞いているが、価格競争、総合評価、受注機会促進方式の利用、参加制限の実施等の工夫により受注機会を確保することとし、単に受注件数に上限を設けることは考えていない。

(7) 労務費改善に向けた取り組みのお願い

(協会・事前質問)

☆ 前述のように、企業育成と働き方改革対応において、今後も引き続き担い手の確保と、確保した人材の育成が不可欠である。魅力ある産業にすることで、若い担い手が増え、希望を持って入職した若者たちが健全に成長していくためには人材投資が欠かせない。その源泉は「工事労務費」であるが、設計上の労務費と実情があっているとは言い難い状況にある。設計労務費の改善に向けた取り組みへのご協力をお願いしたい。

(令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価を、参考提示)

(京都府・回答)

- ご存じの通り、設計労務単価は、国交省の調査・統計処理に基づき設定されているものであり、発注者の判断で変更できるものではないことに留意頂きたい。
- 令和2年度調査の結果、統計では前年を下回っている数値が出たところ、コロナ禍を考慮した激変緩和措置により設計労務単価が据え置かれていることを理解頂きたい。

(当日の意見)

☆ 業界からの要望があったことについて、機会があれば国土交通省に伝えて頂きたい。

(8) 働き方改革推進に対する取り組み

(協会・事前質問)

☆ 平成31(2019)年4月1日に施行された改正労働基準法が我々建設業者に適用されるのは、令和6(2024)年4月1日である。またその前年、令和5(2023)年4月1日からは、月60時間を超える時間外労働に対する時間外手当の割増率は50%以上となる。

☆ 中小工事業者には労務の専門部門がないことの方が多く、当協会にて会員企業に対し行ったアンケートによると、法改正そのものを正しく理解していない事業者が多くいる実態も判明している。当協会ではこれを重く受け止め、法改正の理解と適用への手助けを進めている。

☆ 長時間労働の是正には、受注者側の努力だけでなく、極端に短い工期設定の排除はもとより、週休2日を前提とした工期設定など、発注者側での施策も不可欠であり、御当局には、今後発注の工事におきまして、週休2日に対応した現場の拡充、余裕を持った工期設定の拡大推進をお願いしたい。

(京都府・回答)

- 公契約大綱の改正により、働き方改革の推進にかかる事項として「工事技術者の休日や必要な準備期間を考慮した適切な工期設定すること」「2年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組みにより、施工時期を平準化すること」が盛り込まれている。これに基づき、営繕工事においては「週休2日の徹底」「適正な工期設定」に向けて努めていきたい。
- また、営繕工事における生産性向上技術の活用については、本年6月より工事提出書類の改定、工事情報共有システム(ASP)の試行を実施している。今年度の試行結果を検証し、更なる業務効率化につながるよう、WEBでの定例会議や電子黒板の採用なども検討していきたい。
- 生産性向上と担い手確保の観点から週休二日制は避けて通れないと考えている。「適正な工期」「週休二日の確保」に取り組んでいきたい。

(当日の意見)

- ☆ デジタル化への対応を急がなければならないが、「わかりやすい」仕組みを官民協力して追求していきませんか。また土木業者の反応は？
- 今年度の営繕工事においては、工事情報共有システム(ASP)の試行対象案件が19件あり、今後アンケートを実施して改善点等を分析していきたい。
- 土木工事では、ASPを活用することにより、書類作成等を含め効率化になったとの意見を聞く。
- ☆ 週休二日制や4週8休を導入した場合の加点措置はあるのか。
- 現時点では、土木工事のみ週休二日制を実施しており、建築や電気ではまだ実施していない。また土木工事において週休二日制を実施している場合、総合評価方式で加点評価している。
- ☆ 会員からの意見に、週休二日制の下でも官庁発注工事で土曜施工を指定する事例や、改正労基法で年間720時間を超える時間外労働に罰則が適用されるが、年度末の工期逼迫が自社にどう影響するのかを懸念する意見があった。事業者側と発注者側が協力しながら、適正工期の設定が実現するようお願いしたい。

(9) 建設キャリアアップシステムの適用推進について

(協会・事前質問)

- ☆ 国では、令和5(2023)年度に建設キャリアアップシステム(CCUS)をすべての工事において原則化するとの方針が打ち出されている。これを受け、当協会でも会員企業へアンケート確認したところ、いまだ仕組みをよく理解していない企業、および、理解はしているが対応を先送りしている企業が多いことが判明しており、当協会では今後、仕組みの理解促進や、システム導入の啓発活動を行っていく予定である。
- ☆ 貴局における今後の取り組み(発注工事への導入予定など)について、計画されていることがありましたら、ご教示をお願いしたい。(発注者側のお考えとして、会員企業に対する理解促進に活用させて頂きたい。)

(京都府・回答)

- 国においては、令和5年度から、公共民間を問わずCCUSを本格運用する旨聞いている。本府においては、建設職人基本法※に基づく京都府計画を策定し、CCUSの活用推進を明記しており、建設技能者の処遇改善、生産性向上を図るためにCCUSの普及を推進していく。
- 一方、建設業界からはCCUS導入に対する意見や懸念を聞いている。国や他府県の動向を研究し、府内企業の登録状況を把握しながら、今後の取組を検討していきたい。

※正式名…建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(当日の意見)

特になし

(10) 今後の設備投資計画、方針について

(協会・事前質問)

☆ 応札する側としては、数少ない技術者の配置を少しでも効率よく行えるよう、応札計画を立てている。来年度以後の設備投資計画について可能な範囲でご教示をお願いしたい。特に、コロナ禍における観光需要の減少により、発注者側においても収入計画の変更を余儀なくされたり、インフラ整備計画に大幅な変更があるのではと推察している。

(京都府・回答)

- 営繕関係では、次年度以降に宇治警察署新築工事、洛南病院新築工事を計画している。
- 住宅関係は、洛西地区で電気容量改修工事を2件、舞鶴の朝来西(あせくにし)団地で改善工事、北後藤団地で水回り改善工事など、電気設備工事を計4件計画している。
- 学校関係では、次年度以降の工事計画として、校舎の長寿命化改修工事、空調改修に伴う電気設備工事、受変電設備改修工事を計画しており、予算要求を行っている。

(当日の意見)

☆ 今後の計画を、差し支えない程度にお聞かせ願いたい。

- 予算要求の段階なので正確なことはいえないが、営繕課受託工事としては、修繕工事については、建築工事に比べると多い印象である。

☆ 電気設備は安全にお使い頂きたいと願っている。老朽化、故障した設備の修繕依頼を頂くことがあるが、予防修繕の心掛けをお願いしたい。また、学校において「生徒の安全」を確保する観点からも、修繕計画を作成して頂くようお願いしたい。

- 予防保全の重要性を理解しており、各施設の管理部署において修繕計画を定め、計画的に修繕を進めているのでご了承願いたい。

(11) その他

☆ 熟年技術者が高齢化しており、今後、若手世代や女性の技術者に担い手が変わっていく中で、施工実績要件を「人」単位から「企業」単位にするよう緩和して頂きたい。

- 近年、建築工事及び管工事においては、総合評価方式競争入札が実施できていない。

建築・設備工事における落札者決定基準の見直しを検討するにあたり、土木工事で採用している評価項目(例:若手・女性技術者の活用)を参考にできないか、今後、業界へのアンケートを実施したいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

閉会挨拶

京都電業協会 副会長 小滝 寛

京都府の皆様、

本日は大変お忙しい中、当協会との意見交換会にご参加頂きまして、誠にありがとうございました。

このコロナ禍の中で、京都府内の(観光業も含め)各企業が傷ついているのが現状だと思います。

京都市については予算が大変だということで、この前の予定発注物件の何件かが延期になった模様です。そのような中でも、当協会の会員数はコロナ禍において約10社程度、増えております。

大変仕事が少ない厳しい中で、各会員さんが当協会にいろいろな期待をして入ってこられる。その向こうには、行政機関との意見交換会を通じ「いろいろ勉強したい、教えて頂きたい」ということを考えておられるのだと認識しています。

この5年くらいで、働き方改革・労働基準法改正・キャリアアップシステム・インボイス制度・有給5日間取得など、建設業全体において対応すべき課題があります。当協会ではいろいろなアンケートを取り、京都府様のご指導を頂きながら対策を進めていきたいと思っております。京都府様におかれましては、ぜひ地元の電気工事業者に対し、引続きご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。